

フィンテックグローバル株式会社 媒介条件票

貸金業法第 14 条の定めに従い、当社の媒介条件を以下の通りと致します。

1. 媒介の種類：	証書貸付の媒介 極度方式基本契約の媒介 売渡担保の媒介
2. 媒介手数料の計算方法： (媒介手数料の割合を含む)	貸付金額 × 媒介手数料の割合 = 媒介手数料 媒介手数料の割合 = 5. 0 %
3. 媒介先の貸付利率又は割引率：	1 5. 0 %
4. 媒介先の返済方式：	① 一括返済 ② 元利均等返済 ③ 元金均等返済
5. 媒介先の返済期間：	① 1 ヶ月 ② 2 ～ 1 2 0 ヶ月 ③ 2 ～ 1 2 0 ヶ月
6. 媒介先の返済回数：	① 1 回 ② 2 ～ 1 2 0 回 ③ 2 ～ 1 2 0 回
7. 指定紛争解決機関：	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
8. 媒介先業者名：	特定の業者を定めていない